

百 2 2

第 1 訴訟方法

行政事件訴訟法 3 条 4 項・同条 7 項

国家賠償法 1 条 1 項

第 2 憲法上の主張

- 1 X は、町立中学校の男子学生の髪型について丸刈とする校則により、丸刈を余儀なくされた。

このことから髪型の自由を校則により制限されている。

そこで、X の髪型の自由が憲法 1 3 条及び憲法 2 1 条 1 項で保障されているとして、同校則は同各条項に違反し違憲であると主張することが考えられる。

- 2 まず、X の髪型の自由は幸福追求権（憲法 1 3 条後段）に含まれるか。

憲法は第三章にて種々人権を保障しているが、基本的人権尊重主義を原理とする憲法の立場（前文、1 1、9 7）においては、個人の保障される人権は第三章に明記された権利自由に制限されるわけではない。権力を制限しもって個人の人権を保障する立憲主義のもとにおいては、個人の自由な行動が広く保障されるべきで有り、憲法 1 3 条後段の幸福追求権が包括的権利として一般的自由を保障していると解する。この一般的自由としては自己に関する行動は自己で決定するという自己決定権が含まれるのである。

X は中学生であるが、中学生であれば自我がある程度形成されており髪型を自己で決定することはでき、髪型の自由を憲法 1 3 条後段により保障されている。

なお、表現の自由は一定程度の思想を背景とするものであり、X のような一般的平均的中学生に髪型による思想を表現することは極めて希有であることから憲法 2 1 条 1 項の保障を受けるものではない。

- 3 髪型の自由を憲法 1 3 条後段で保障される X としては、男子学生に丸刈を強要する校則は、生活指導目的と関連性はなく、また、仮に関連性あるとしても普通の髪型で生活指導目的は達成され、丸刈は過度の制約であるとして憲法 1 3 条後段に違反すると主張することが考えられる。

第 3 被告町の反論及び私論

- 1 (1) 被告としては、憲法 1 3 条後段の包括的権利は人格的生存の

不可欠な権利に限定され、髪型の自由は単なるファッションであり人格的生存に不可欠とはいえないと反論することが考えられる。また、下級審裁判例も髪型の自由を憲法上の権利として保障していないことを付言することが考えられる。

- (2) 思うに、複雑化多様化した現代社会においては、何が人格的生存に不可欠かは個人の個性によって変わりうるものであり、人権保障という性質上個々人によって保障の有無が変化することは憲法14条の理念にも反するものであり憲法の人権保障が憲法14条に反する理念を持つことは背理である。

また、権力を制限し、もって個人の人権を保障する立憲主義は、複雑化多様化した現代社会においては、なおいっそう重要視されるべきであり、個人の行為に人格的価値が認められなくとも国家に正当な理由なくして制限することを可能とすることは立憲主義を無にするものである。

一般的自由の濫用については公共の福祉による制約が可能であり、例えば殺す自由など認められることはありえない。

よって、Xの主張どおり憲法13条後段は一般的自由を保障したものであり、Xの髪型の自由は憲法上の権利である。

下級審裁判例も髪型の自由を正面から憲法上の権利として宣言していないかもしれないが権利性を否定したものでなはない。

- 2 髪型の自由が憲法上の権利であっても、全くの無制約ではなく、他の人権及び憲法価値との調整の必要という公共の福祉（憲法13条）の見地から一定程度制約される場合がある。

そして、その制約が違憲かいなかは、制約される人権の性質、制約によって守られる憲法価値の性質等を考慮した基準により決せられるべきである。

- 3 制約される人権は中学生の髪型の自由であり、個人の外貌という個性にかかわる自己決定権であり、重要な権利であるといえる。他方、制約により守られる憲法価値は公教育制度（憲法26条）の円滑な運営であり地方公共団体等国家機関の責務であり重要度は高い。そこで、人権に配慮しつつ地方公共団体等の責務遂行の利益を調整すべく、違憲審査基準は厳格で合理性の基準によるべきであると解する。

具体的には、①規制目的の重要性、②規制目的と手段に実質的な関連性があるか、③規制手段が相当であるかを基準として判断

するべきである。

この点、被告としては、守られるべき憲法価値は公教育制度の円滑のみならず、当該生徒自身の育成という将来の人格形成のための後見的役割という価値も含むことから基準は合理性の基準で足り、学校長の裁量を尊重して緩やかな基準で臨むべきであると反論することが考えられる。

しかしながら、制約される者の人権を守るという後見的役割が憲法の要請するところのものであるかは根拠規定が不存在ゆえ不明瞭であるし、学校長の裁量は③の規制手段の相当性判断の一事情として加味すれば足り、学校の独自の自律性を尊重すべきという憲法上の根拠は見当たらない。

したがって、被告の反論は妥当でなく上記厳格な合理性の基準によるべきである。

4(1) ①規制目的の重要性

本問での校則の目的は、公教育制度（26）の円滑な運営責任のもと、各市町村の地域性に見合った規則を各中学校が設け、きめ細やかな生活指導を図ることにある。特に、生徒の非行化を防止し、もって他の生徒の学習権を確保するという具体的目的は重要度が高く、正当である。

この校則の目的自体にXも格別異論を唱えることはないと考えられる。

4(2) ②規制目的と手段の実質的関連性

Xの関連性否定の主張に対して、被告は、非行化防止目的と丸刈という手段に実質的関連性があると反論することが考えられる。

思うに、規制目的の特に非行化防止のために、髪型の自由に規制を設け丸刈にするということは関連性があるといえなくもない。

なぜなら、未熟な中学生が金髪等過激なファッションに走ることは非行化への入口にもなりうるということは経験則であり、金髪が増えれば学校が荒れるということを否定することは現実論として架空の理想論だからである。

そして、金髪への入口である長髪どころか、普通の髪型も認めず丸刈しか認めなければ、同校則のもとでは、普通の学校では不良でない普通の短髪の髪型が丸刈規制の学校では不良の証

であり、非行化への進展を水際で防止できるのである。

したがって、経験則上、丸刈という手段は非行化への道筋を減らすという意味で規制目的と実質的な関連性が認められる。

(3) ③規制手段の相当性

Xの普通の髪型で非行化は防止できるので丸刈は過度の規制であるという主張に対して、被告は、非行化を水際で防ぐためにも学校長には裁量権が認められ、丸刈規制は裁量の範囲内で過度の規制ではないと反論することが考えられる。

思うに、非行化防止のための髪型規制としてはXの主張どおり普通の髪型で必要かつ十分である。

なぜなら、昭和の時代丸刈規制の中学校は多かったが、昨今では中学校は、ほぼ丸刈規制はなく普通の髪型を認めており、昭和の時代より昨今の中学校が荒れているという事実はないからであり、普通の髪型規制で十分である。

学校長の裁量権も金髪への水際防止という意味では長髪規制を水際として裁量を認められれば十分である。

むしろ、過度の裁量は全員丸刈とするように生徒の個性を押さえつけるという生徒の育成を無視した刑務所にも匹敵する秩序維持のみを重視した逸脱行為である。

生徒の伸び伸びとした個性育成と非行化防止を両立させるといふ本来の教育制度の責務としての丸刈規制は過度にすぎ、普通の髪型を校則とすることで十分である。

よって、丸刈を強要する校則は手段の相当性を欠き、憲法13条後段に保障される髪型の自由を侵害するものとして違憲である。

なお、男女差別である14条違反については、女性にとって髪は命に匹敵するという考え方もあり、自由度に男女差を設けること自体は合理的であるが、男子生徒の丸刈を強要することは不合理な差別にあたり14条違反となろう。

以上